

法制度と会計学

——法人税法と商法を中心として——

中 西 基

はじめに

- I. 成文法とその特徴
 - II. 法制度と会計学の関係
 - III. 租税法と商法の関係
- 結論にかえて

はじめに

租税法は、歴史的に行政法（公法）の一分野として位置づけられ、租税行政法・租税手続法として研究されてきた。しかしその一方で、租税は、個人の経済活動を対象として賦課・徴収されるものであり、これらの経済活動は私的取引法（私法）によって規律されている。今日では、租税の問題は私的経済活動のあらゆる局面に關係をもっており、この結果、租税法の研究にあつたては私的取引法の理解が必要不可欠である¹⁾。

特に、法人税法と商法は企業の成果(利益)測定という面では非常に密接な関係を有しており、ドイツでは、経営経済学 (Betriebswirtschaftlehre) の分野において貸借対照表論 (Bilanzlehre) は租税法と商法典にまたがる法制度の問題として主要な研究対象となってきたことは周知のことである²⁾。

このような観点から租税法を研究対象とする場合、「法人税法と会計学の関係」、「商法と会計学の関係」、「法人税法と商法の関係」を明確にする必要性が生じる。

I. 成文法とその特徴

法の存在形式である法源は、成文法と不文法に大別される³⁾。ドイツやわが国の法制度は大陸法の法体系に属しており、その最大の特徴は成文法である。成文法とは、文字や文章で表現され

1) 金子 宏『租税法』弘文堂、昭和61年、35頁。

2) 遠藤一久『現代の会計』森山書店、1991年、において詳細に研究されている。

3) 大陸法に関する論述は、次の文献による。三室堯磨編『現代社会と法』静進堂、平成5年、33-34頁、参照。

文書の形式を備えた法のことであるが、一定の手続きと形式に従って定立・公布されるので制定法とも称される。

成文法は、人間の意志に基づいて作られるものであるから、法の理想とされるものを具現化するに便宜である。法の存在とその意味内容を明確にする。成文法が特定の事項について体系的に編別・組織されたときはこれを法典と呼ぶが、法典は一国内の法を統一整備する。法的安定性を確保することができる。反面成文法は、文字・文章により表現されたものであるから固定的なものとなりやすく、流動的な社会の実情に応じることが困難になりやすい。その結果、改革立法が常に社会の要請に遅れがちになる。立法が複雑化し、技術的になり、一般人の理解を困難にする。

以上のような特徴をもつ成文法であるが、特に重要なことは、法の目的から詳細な規定が必要である場合であっても、あらゆる事象を想定し、それぞれの事象に対応する詳細で網羅的な規定を設けることは不可能なことである。

II. 法制度（租税法、商法典）と会計学の関係

ドイツでは、法制度と貸借対照表論の関係は、もっぱら商法典と貸借対照表論の関係として論じられてきた⁴⁾。従来ドイツの会計学研究においては、法とりわけ商法の文言の解釈問題が常に大きな部分を占めてきたことは周知のところである。ドイツ会計学が、いわゆる貸借対照表論(Bilanzlehre)として展開されている場合、商法、株式法との関連を無視して論議されることは、およそ皆無に等しいという状況である。そもそもドイツ貸借対照表論の生成の当初からして、商法の法条の解釈および判例の批判として発生し、発達してきたという歴史的経緯が存在しているのである⁵⁾。

これに対して、わが国の法制度と会計学の関係も商法と会計学の関係から出発し、以下のような歴史的変遷をたどっている。

第1期（昭和22年税制改正前）

戦前は、「賦課課税制度」によっていたため、租税法と会計学との関係は成立しておらず⁶⁾、昭和22年の税制改正において、法人税が「賦課課税制度」から「申告納税制度」へ変更されるとともに、法人税の申告については「その確定した決算に基づき」その年度の所得金額を記載して申告することに変更される⁷⁾ 以前は、商法と会計学の関係として論じられてきた。

戦前における会計制度は、昭和9年の「財務諸表準則」、同15年の「海軍軍需品工場事業財務諸表作成要領」、同16年の「製造工業財務諸表準則草案」等、会計基準をつくるためのいくつかの措置がとられたが、それは、合理化と軍需発注のためのものであり、特定の企業に適用される

4) ドイツ企業会計制度の特徴については、前掲、遠藤一久、第2章、参照。

5) 田中耕太郎『貸借対照表法の理論』有斐閣、昭和19年、3頁。

6) 谷山治雄『日本の税法』東洋経済新報社、昭和41年、157頁。

7) 忠佐一『課税所得の概念論・計算論』大蔵財務教会、昭和55年、214頁。

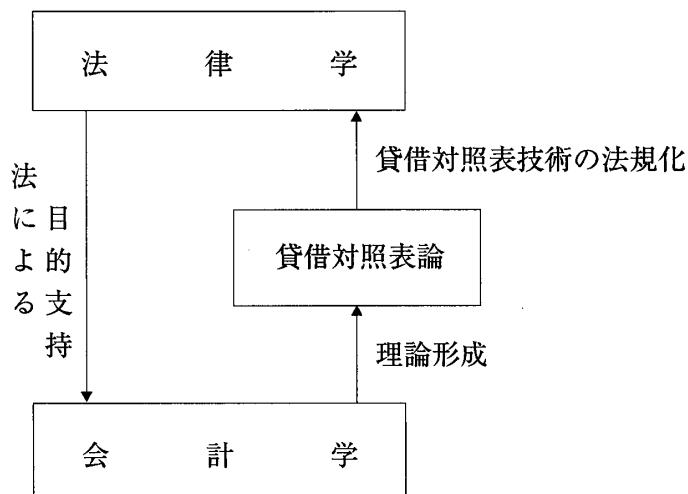
もので、社会基準としての意義はもたなかつた⁸⁾ので、商法と貸借対照表論（会計学説）、会計学との関係が成立するだけであった。

昭和13年の改正商法において成文化された固定資産の評価規定に関連して、田中耕太郎博士は、「伝統的な貸借対照表目的論は、会計学者に於いて意識すると否とを問わず法目的を予定しているのである。此の意味に於いて会計学は一応その自主性を有しつつも、その自主性は絶対的なものではなく、不可避的に法律学に連携せられるのである。」としたうえで⁹⁾、法律学と会計学の関係を、「貸借対照表技術が法規化せられている今日に於いては、その細目的部分は格別としてその根本原則は要するに法の目的に依り指導せられるものと云うべく、従って今日に於いては最早純然たる私経済的貸借対照表理論なるものは存在せず、貸借対照表理論が仮令純然たる会計学者に依って取扱われている場合に於いても、法律学に従属するものと云わなければならない。要するに貸借対照表論は根本に於いて法律学に依り其の目的を指示せられ、其れに指導せられるものと認むることを得るのである。……要するに会計学は法に依って指示せられた所の原則に従ひ、其れに依って限定せられた範囲内に於いて合目的的考慮を働かせ、新たな技術を案出する自由な天地を有するのである。」と論じている¹⁰⁾。

このような「法律学（商法）」と「貸借対照表論（会計学説）」、「会計学」の関係は、第1図として表すことができる。

また、田中博士は、貸借対照表技術に関しドイツと日本の「実務上の慣行の法規化プロセス」を比較している。ドイツでは、「立法者は、企業者間に於いて一般的に慣行せられている実務上の原則なるものが存在して居り、法は個々の重要点に関し自ら規定を設ける場合を除いて単に白

第1図 法律学と会計学の関係 (筆者作成)



8) 前掲、谷山治雄、158頁。

9) 前掲、田中耕太郎、序文3頁。

10) 同、34-35頁。

紙的規定（GoB）を設け、細目を実務上の慣行に委任しているものと認めなければならない。この場合に於いて委任を受けた実務の内容は法的性質を有することになるのである。」¹¹⁾ のに対して、日本では、「我が商法に於いては立法者は独逸法に於けると異なって、（昭和13年）改正法に於いても改正前に於いても斯くの如き白紙規定（GoB）を用意してはいない。従って貸借対照表作成に関する実務が法規の体系中に全体として編入せられ、当然法的効力を有することは我が法制上之れを認むることを得ず」¹²⁾ としながらも、「簿記及び貸借対照表の技術一般と商法の規定との関係を考察するならば、我が商法に於ては上述の如く独商法第38条（正規の簿記の諸原則）に該当する規定が存しないが、然し上述の如く独法に於けると同様に斯かる技術が当然に商法の体系の一部を構成するものと結論することを得る。」¹³⁾ としている。

すなわち、成文法はあらゆる事象を想定しそれぞれの事象に対応する詳細で網羅的な規定を設けることは困難であるので、ドイツでは「法は個々の重要点に関してのみ規定を設け」、細目については貸借対照表作成に関する「実務上の慣行」を法規範の中に取り組むための法的根拠として「GoB」を法の中に設けている。これに対しわが国の商法にはドイツの「GoB」に該当する規定が存在しない。このため、田中博士は、「実務上の慣行」が商法第1条の「商慣習法」あるいは法例第2条の「慣習法」に該当するかどうかを検討し、そこに問題点を指摘しながらも¹⁴⁾、「実務上の慣行」に法規範性を認め「商法の体系の一部を構成するもの」と結論づけているのである。このようなドイツと日本の「実務上の慣行の法規範化プロセス」は、第2図として表すことができる。

第2期（昭和22年税制改正以後、昭和42年法人税法改正まで）

昭和22年の税制改正において、直接税全体にわたって、源泉徴収制度を除き申告納税制度が導入された¹⁵⁾。法人税についても「賦課課税制度」から「申告納税制度」へ変更されるとともに、その申告についても「その確定した決算に基づき」その年度の所得金額を記載して申告することに変更された（法人税法第18条）。

法人所得に対する課税は、明治32年所得税法改正によって第一種所得税として創設され、「納税義務アル法人ハ各事業年度毎ニ損益計算書ヲ政府ニ提出スヘシ」（第7条2項）とし、「第1種ノ所得金額ハ損益計算書ヲ調査シ政府之ヲ決定ス」（第9条前段）とされていた。

明治32年に法人の所得に対する第一種所得税の課税（昭和15年以後は法人税として課税）が創設されて以来とられてきた税務行政による「法人の所得は法人の決算が前提となる」という解

11) 同、36頁。

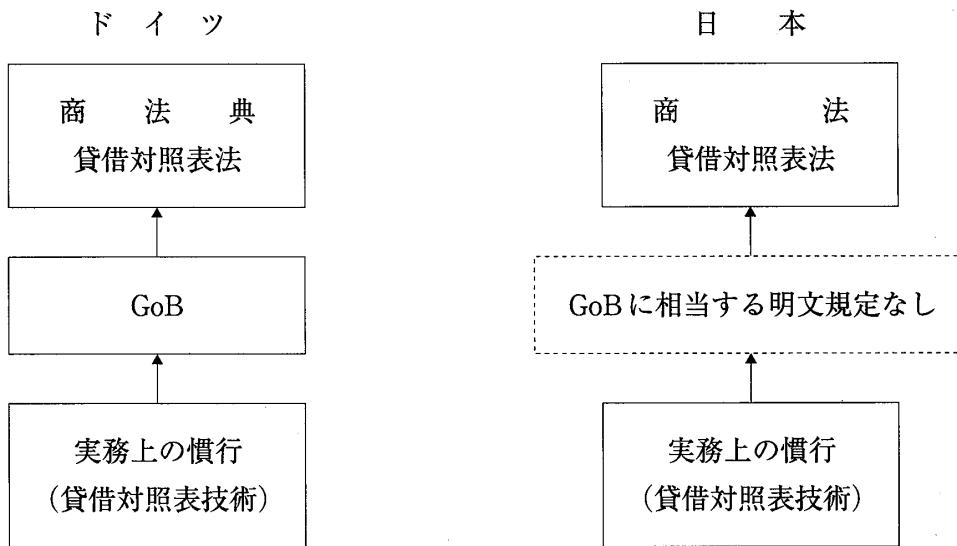
12) 同、37頁。

13) 同、44頁。

14) 同、44-46頁。

15) 昭和20年3月の税制改革により、資本金500万円以上の法人および特殊な法人について申告納税制度が導入されたが、この制度は、戦時中の戦火の中から誕生したもので国庫主義的目的をもつたものであり、一般的には、昭和22年の税制改正により賦課課税制度から申告納税制度に変更されたとされる。（前掲、谷山治雄、85-86頁。）

第2図 実務上の慣行の法規範化プロセス (筆者作成)



積が、申告納税制度の発足を機としてそのことが明文化されたことになる¹⁶⁾。

また、昭和24年7月には「企業会計原則」が「財務諸表準則」とともに経済安定本部企業会計制度対策調査会から答申され、中間報告として公表された。その前文二の1では、「企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当つて従わなければならない基準」であり、二の2では、「企業会計原則は、公認会計士が、公認会計士法及び証券取引法に基き財務諸表の監査をなす場合において従わなければならぬ基準」であると述べ、さらに二の3では、「企業会計原則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に關係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである。」としている。

すなわち、企業会計原則が発足したことにより、「商法」と「会計学」の関係は、「商法」と「企業会計原則」、「企業会計実務」、「会計学説」、「会計学」の関係となることが明らかになる。さらに、法人税が、その確定した決算に基づく「申告納税制度」へ変更された結果、租税法においても、「法人税法」と「企業会計原則」、「企業会計実務」、「会計学説」、「会計学」の関係が生じることになる。

債権者保護および株主保護に重点を置く商法では、配当可能利益を示すということが求められるため、この「目的に応じた指示」を会計学に対しておこない、法人税法では、課税の公平が求められるため、この「目的に応じた指示」を会計学に対しておこなう。会計学は、これらの「法律による指示」に従い「会計学説」を形成し、「会計学説」が「一般に公正妥当と認められた企業会計の実務」を理論化することにより「企業会計原則」を確立する。商法および法人税法は、

16) 前掲、忠佐一、214頁。

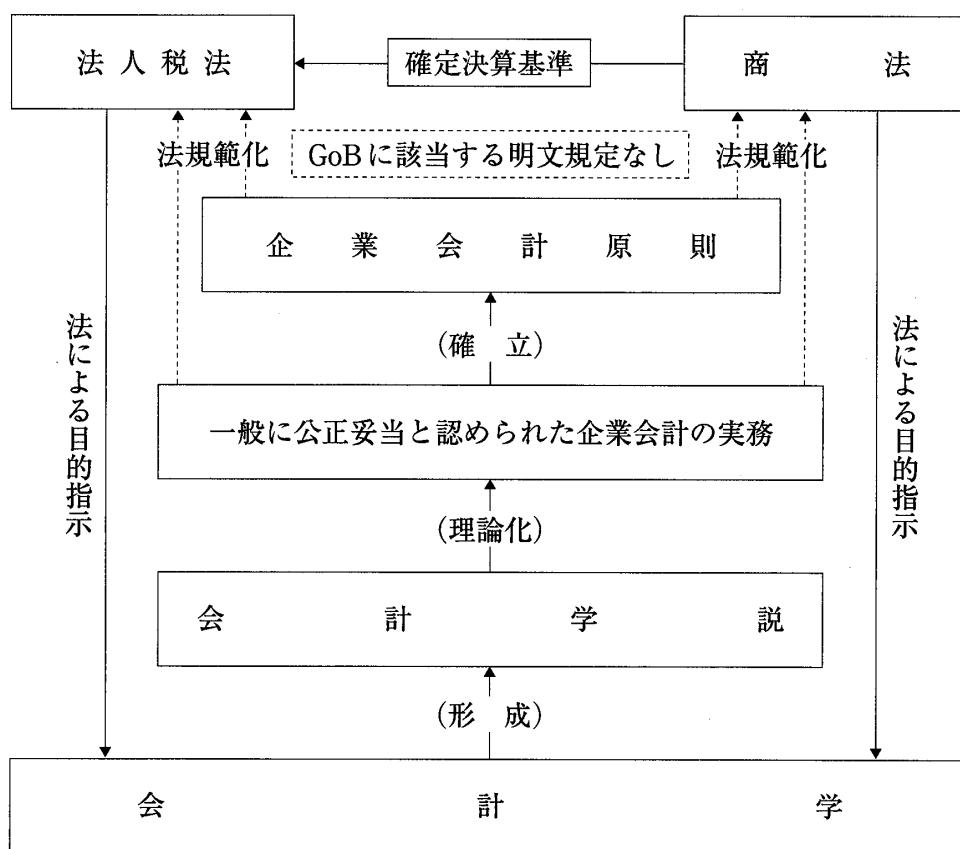
「企業会計原則」のみならず「一般に公正妥当と認められた企業会計の実務」からその「法の目的」に合致するものを法規範化することになるが、ドイツの「GoB」に該当する規定が存在しないため、法を正面からとらえた場合、制度的な欠缺があるといえる。

このような「商法」と「企業会計原則」、「企業会計実務」、「会計学説」、「会計学」の関係および「法人税法」と「企業会計原則」、「企業会計実務」、「会計学説」、「会計学」の関係は、第3図として表すことができる。

なお企業会計原則の発足により、法人税法、商法、証券取引法（昭和23年法）は、企業会計三法と称されるが、本稿では、証券取引法については考察の対象としない。

第3図 法制度と会計学の関係 (筆者作成)

法規範化プロセス



第3期 (昭和42年法人税法改正以後、昭和49年商法改正まで)

昭和42年改正法人税法では、法人の各事業年度の所得の内容となる収益、原価、費用および損失は、別段の定めがあるもののほかは、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるもの」とされた（法人税法第22条4項）。

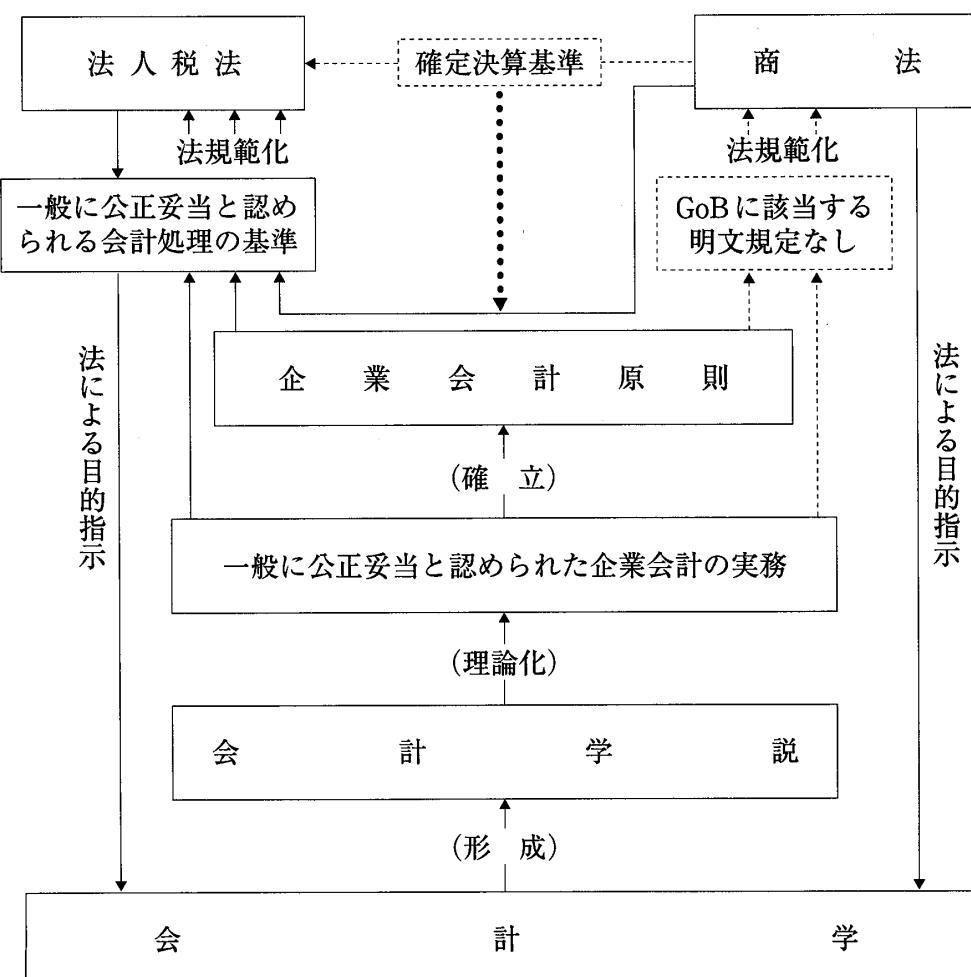
この「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の意味するところは、「企業会計原則」のみを指すものではなく「一般に公正妥当と認められた企業会計の実務」を包括するものであり、

かつ法人税法の目的に合致するものである。また、課税所得は確定決算基準に基づくため、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」は「商法の計算規定」をも同時に包括するものと解すべきである。すなわち、法人税法に「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」が規定される以前は、商法の「確定決算基準」は直接法人税法に法規範として機能していた。このことは、「GoB」に該当する明文規定なしに企業会計原則や一般に公正妥当と認められた企業会計の実務を法規範化していた商法の状態が、「確定決算基準」を通じて間接的に法人税法にも存在したこと意味する。

この昭和42年の改正により、法人税法では、ドイツにおける「GoB」に該当する規定が明定されたため、「法人税法」と「企業会計原則」「企業会計実務」「会計学説」「会計学」の関係では、法の欠缺は解消されることになる。しかしながら、課税所得は、確定決算基準に基づき算出されるため、商法において「GoB」に該当する規定が存在しない以上、実質的には法人税法上の所得の算出のプロセスには依然として法の欠缺状態が継続することになり、一種の「ねじれ現象」が発生した。

第4図 法制度と会計学の関係 (筆者作成)

法規範化プロセス



このような関係は、第4図として表すことができる。

第4期（昭和49年商法以後）

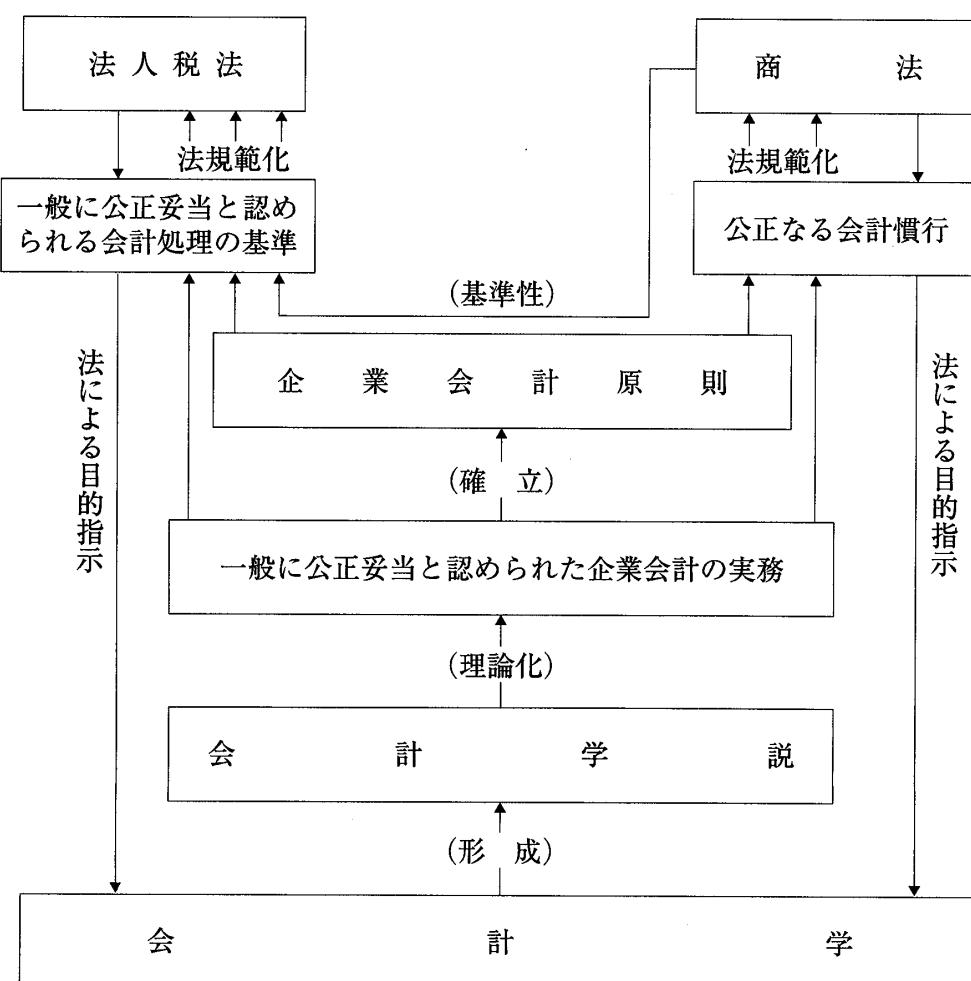
昭和49年商法改正では、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」（商法第32条2項）が追加された。いわゆる斟酌規定と称されるものである。ここにいう「公正なる会計慣行」の意味するところは、「企業会計原則」のみを指すものではなく、「一般に公正妥当と認められた企業会計の実務」を包括するものであり、かつ商法の目的に合致するものと解されるべきである。

この昭和49年の商法改正により、前述の「ねじれ現象」は解決され、「商法」と「企業会計原則」、「企業会計実務」、「会計学説」、「会計学」の関係および「法人税法」と「企業会計原則」、「企業会計実務」、「会計学説」、「会計学」の関係に、法の欠缺は解消されることになる。

このような関係は、第5図として表すことができる。

第5図 法制度と会計学の関係 (筆者作成)

法規範化プロセス



III. 租税法と商法の関係

わが国の法人税法は、各事業年度の所得の金額を課税標準としており、その所得の金額は、「当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする」（第22条1項）と規定している。しかし、法人税の実際の計算では、益金の額および損金の額を、直接帳簿などからひろいだして課税所得を計算することはせず、株主総会の承認を得た企業会計上の利益（損失）金額を出発点として、「別段の定め」（第22条2項、3項）に従い加算・減算を行い課税所得が誘導される。

そしてこの前提となるのが、「内国法人は、・・・確定した決算に基づき・・・申告書を提出しなければならない」（第74条）との規定である。これがいわゆる確定決算基準（原則）といわれるもので、法人税法は、所得計算の基礎となる企業会計上の利益とその利益が算出されるに至る収益、費用だけでなく、貸借対照表および損益計算書のすべての金額およびその金額が算出されるプロセスまでを含めて、株主総会（社員総会）の承認を得ることにより、法人の意思としてそれらが決定したことを要求しているのである。

この場合の「企業会計」とは、商法の計算規定および「公正なる会計慣行」すなわち商法の目的に従い法規範化された「企業会計原則」および「一般に公正妥当と認められた企業会計の実務」による計算をいう（第5図参照）。

このような企業会計上の利益と課税所得とが異なる原因は、商法と法人税法の目的の相違から発生する。具体的には、「企業会計上の収益、費用と所得計算における法人税法上の益金、損金との概念の不一致」、「企業会計と税法での資本概念の不一致」、「税法における政策的な措置」などをあげることができる。

このように企業利益と課税所得との相違により、その調整計算が必要となるが、この調整項目には、確定した決算で処理すべき「決算調整項目」と、税務申告書で処理すべき「申告調整項目」とがある。

1. 決算調整項目

決算調整項目は、確定した決算において所定の経理をしないと認められないもので、「内部取引事項」と「外部取引事項」とに分けられる。

- ① 内部取引事項 減価償却（第31条）、繰延資産の償却（第32条）、圧縮記帳（第42条～51条）各種法定引当金の設定（第52条～56の2条）のような内部取引に関する項目については、「損金経理」すなわち「法人の決算において費用または損失として経理すること」（第1条25号）が損金算入の要件とされている。これらの項目はいずれも法人の意思決定によってのみ法人税法上の取引として取扱われる。
- ② 外部取引事項 使用人の賞与（第35条3項）、役員の退職給与（第36条）、寄付金（第37条1項）などは客観的には外部取引である。しかし、これらの取引は利益処分の性格を有

するところから、法人が利益処分や利益処分に準ずる場合あるいは明確な損金処理によって法人の意思を表示していない場合には、これらを費用または損失として取扱わないこととしている。

2. 申告調整項目

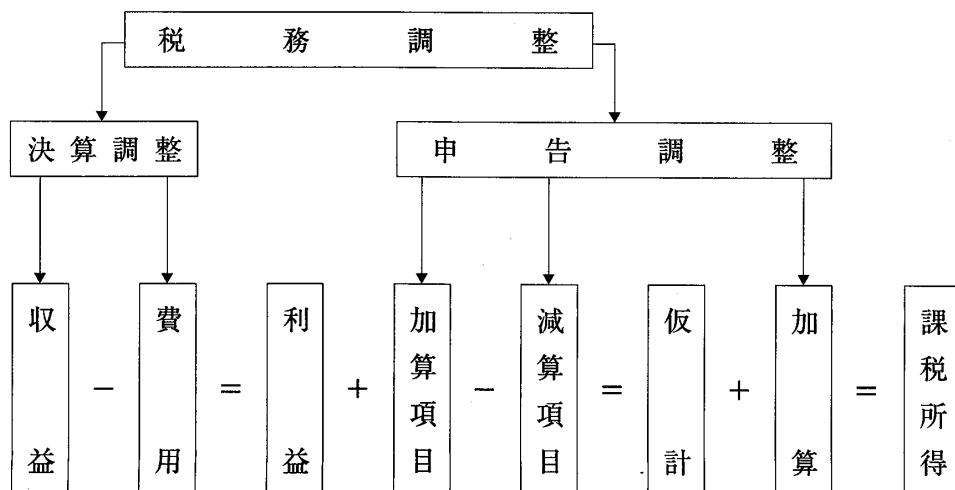
申告調整項目は、課税標準である所得金額を企業会計上の利益から算出するために、法人税の確定申告書の別表四で加算・減算処理する事項のことである。別表四是「加算欄」、「減算欄」、「仮計以下の欄」で構成されている。

- ① 「加算欄」 損金に計上した法人税(第38条1項), 損金に計上した住民税(第38条2項), 損金に計上した納税充当金(第38条1項), 損金に計上した附帯税等(第38条2項), 減価償却の償却超過額(第31条4項), 交際費の損金不算入額(租税特別措置法第61条の4第1項), 役員賞与の損金不算入額(第35条)など。
- ② 「減算欄」 納税充当金から支出した事業税等の金額(第38条2項), 受取配当金の益金不算入額(第23条), 中間法人税・住民税等の還付金額(第26条), 所得税額等の還付金額(第26条), 資産の評価益(第25条), 収用等の特別控除(租税特別措置法第61条の2), 資本等取引(第27条)など。
- ③ 「仮計以下の欄」 寄付金の損金不算入額(第三七条), 法人税額から控除される所得税額(第40条), 税額控除の対象とした外国法人税額(第41条)など。

以上のように、企業会計上の利益と課税所得の相違から生じる調整計算には、「決算調整項目」と「申告調整項目」とがあり、この二つの調整を「税務調整」という。

「税務調整」は第6図のように一般的に表わされている。

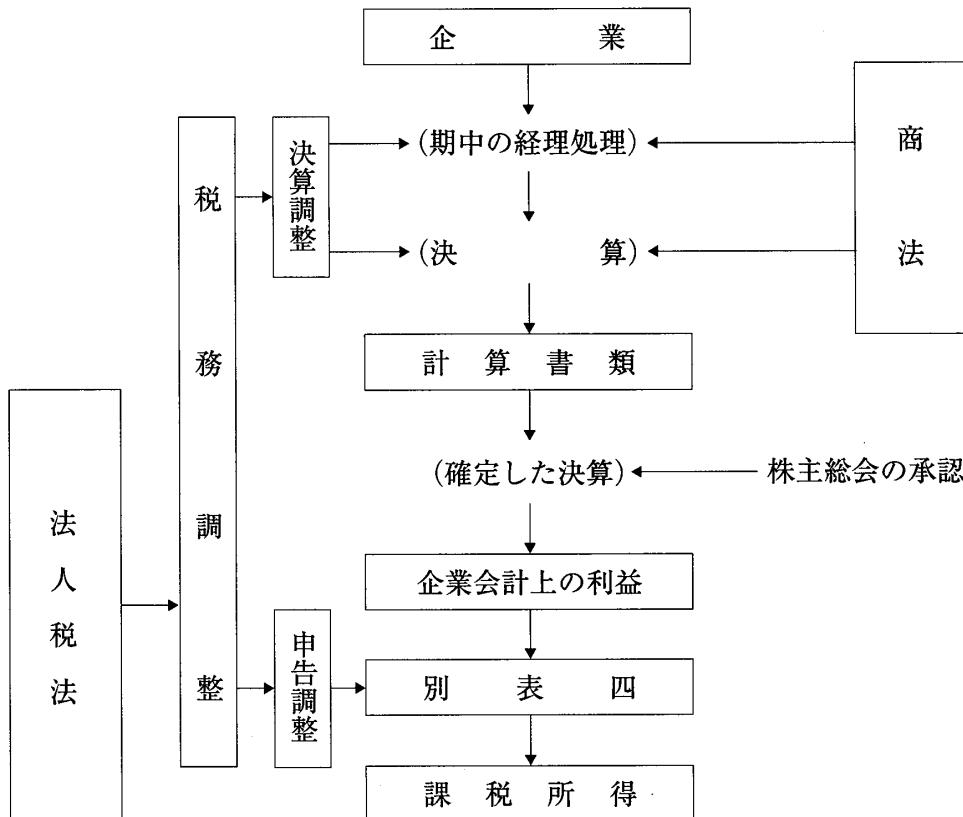
第6図 税務調整 (関連分野でごく一般的に使用されている図式)



また「決算調整項目」には、決算に際し期末修正事項として経理処理される項目だけではなく、「少額の減価償却資産」の損金経理などのように期中に処理されるものも少なくない。

企業の期中の経理処理からはじまり、課税所得が算出されるまでのプロセスは、第7図のように表すことができる。

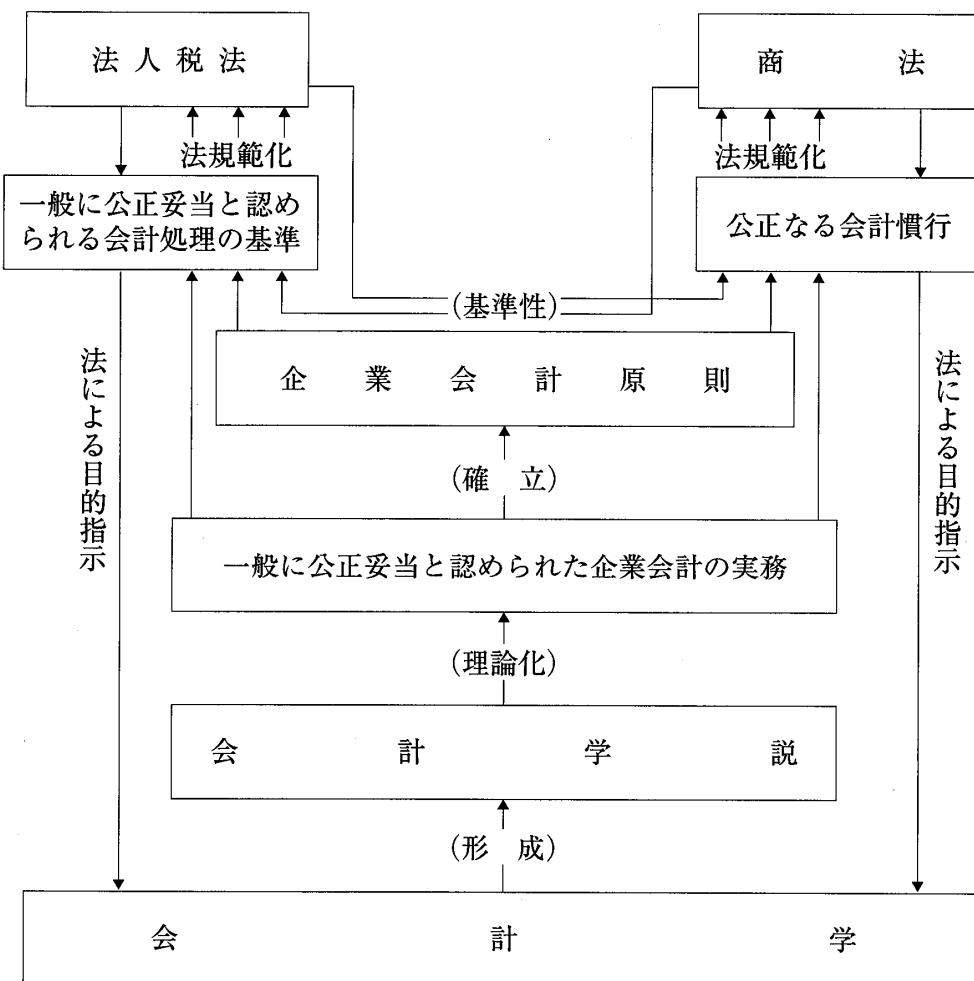
第7図 課税所得の計算プロセス (筆者作成)



「商法における利益の算出」と「法人税法における課税所得の算出」が、計算書類の株主総会の承認を境界として両法の適用範囲が完全に峻別されるならば、税務調整は「申告調整」だけの問題となり、商法と法人税法の関係は、株主総会で承認を得て確定された企業会計上の利益を基礎として課税所得を算出するという関係のみが存在することになる。その結果、利益を算出するための商法上の法規範を法人税法が取り入れているだけ（一方的な基準性）の関係が生じる。しかし現実には、法人は「決算調整」において法人の意思決定により「損金経理」をおこなわなければ、「申告調整」においては費用または損失として経理処理することができないため、通常法人は「損金経理」を選択するであろうから、法人税法の基準が商法の計算規定に機能することになる。この結果、税法上の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」は、「企業会計原則」、「一般に公正妥当と認められた企業会計の実務」、「商法の計算規定」を包括するのと同様に、商法上の「公正なる会計慣行」は、「企業会計原則」、「一般に公正妥当と認められた企業会計の実務」のみを指すものではなく、「法人税法の所得計算規定」をも包括することになる。このように、法人税法と商法は互いに基準性を有することが明らかになる。

第8図 法制度と会計学の関係 (筆者作成)

法規範化プロセス



現行の法人税と商法の関係は第8図のように表すことができる。

この「税務調整」にかかる法人税法と商法の関係は立法段階において当然に考慮されたものであると思われるが、租税法と商法の関係の中には、立法段階で予期されていないケースも存在する。商法第293条ノ2と所得税法第25条2項2号、法人税法第2条18号の関係もその1つである¹⁷⁾。

商法第293条ノ2は「会社ハ利益ノ処分ニ関スル株主総会ノ決議ヲ以テ配当ヲ為スコトヲ得ベキ利益ノ全部又ハ一部ヲ資本ニ組入レルコトヲ得」と規定する。ここにいう「配当ヲ為スコトヲ得ベキ利益」は法人税法上「利益積立金額」(法人税法第2条18号)に含まれるため、このような利益の資本組入れは、「みなし配当」(平成13年改正前所得税法第25条2項2号)に該当するので、所得税法上は株主に対する同額の利益配当とみなされる。利益配当をする会社は、配当をす

17) この関係については、次の文献による。竹内昭夫「税法による商法の変容について」、『企業法学』1992 Vol.1 商事法務研究会、平成4年、13頁以下。

る際に株主から所得税を徴収し、翌月の10日までに、これを国に納付しなければならない（所得税法第181条1項）。しかしこのような短期間にすべての株主から所得税を確実に徴収することは実務上不可能であるため、どの会社も資本組入れ決議と平行して、この所得税にあてる金額の利益配当決議をおこない、これを源泉徴収して納付することとなる。この結果、商法上は「利益の全部または一部」の資本組入れができるとしているが、実務上配当可能利益の「全部」を資本に組入れることは事実上不可能になる。

このように商法第293条ノ2、所得税法第25条2項2号、法人税法第2条18号の各条項は、個別の規定としては何等の問題点も持つものではないが、「みなし配当」というケースでは、実務上税法の規定が結果として商法の規定を実質的に「変容」させあるいは「制限」することになる。このような税法による商法の「変容」あるいは「制限」は平成13年の所得税法で「みなし配当」課税が廃止されるまで継続した。そしてこの「みなし配当」課税の廃止は、かかる税法による商法の「変容」あるいは「制限」を排除するためにおこなわれたわけではなく、「近年の経済情勢等を踏まえた、企業組織再編成に係る税制の整備」の一環としてなされたものである。

結論にかえて

法制度、特に租税法および商法と会計学の関係は、企業の成果測定という面に限定した場合、「企業会計原則」、「一般に公正妥当と認められた企業会計の実務」、「会計学説」、「会計学」は法律学に属する分野であると考えるのが相当である。現代の会計学は、非常に広範な研究対象をもつものであるが、企業の成果測定という面に限定した場合、租税法および商法のそれぞれの目的から生じる要請（指示）を考慮しない「会計学」、「会計学説」は法規範化のプロセスから逸脱したものといわざるを得ないからである。

また、法人税法と商法は、互いに基準性をもち、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」と「公正なる会計慣行」を通して互に法規範化される関係にあることも明らかである。また、このような基準性とは異なる場面で、租税法特有の「節税指向」や「付帯税等のペナルティ」などの誘引により、税法が商法に「変容」や「制限」などを生じさせる恐れも存在する。

このような「関係」をみると、税法研究者が租税法の分野だけを対象とし、商法研究者が商法の分野だけを対象とし、会計研究者が会計学の分野だけを対象とすることがすることが、現実の社会の実態からいかに乖離したものであるが明らかになる。

特に歴史的に公法的な研究対象であった租税法は、今後ますます私法的研究の重要性を増すであろう。

Rechtswesen und Bilanzlehre

Motoi NAKANISHI

Das Steuerrecht ist früher als ein Teil des Verwaltungsgesetz betrachtet und in der Gestalt von Steuerverwaltungsrecht und Steuerverfahrensrecht geforscht worden. Jedoch werden andererseits Steuern als Gegenstand von privaten Wirtschaftsaktivitäten auferlegt und erhoben. Diese Wirtschaftsaktivitäten werden durch das Privathandelsrecht geregelt. Gegenwärtig stehen steuerrechtliche Probleme in Verbindung mit allen möglichen Wirtschaftsaktivitäten von Privaten, weshalb das Verständnis des Privathandelsrechts für das Studium des Steuerrechts unabdingbar ist.

Besonders die Körperschaftssteuer und das Handelsrecht stehen in äußerst enger Verbindung im Messen von Betriebsgewinn. In Deutschland erstreckt sich, wie allgemein bekannt, als wichtiger Forschungsgegenstand im Bereich der Betriebswirtschaftslehre, die Bilanzlehre auf Steuerrecht und Handelsrecht als Problem des Rechtswesens.

Wenn man das Steuerrecht von diesem Standpunkt aus betrachtet, ergibt sich die Notwendigkeit, die Beziehungen zwischen Körperschaftssteuerrecht und Bilanzlehre, Handelsrecht und Bilanzlehre, Körperschaftssteuerrecht und Handelsrecht klar zu legen. Der vorliegende Aufsatz konzentriert sich auf die Beziehungen zwischen Rechtswesen und Bilanzlehre.